

監事監査報告書

令和5年5月26日

社会福祉法人 永平寺町社会福祉協議会
会長 多田 博幸 様

社会福祉法第40条及び永平寺町社会福祉協議会定款第22条第2項および定款施行細則
第8条に基づき実施した令和4年度決算監査結果について次のとおり報告します。

社会福祉法人 永平寺町社会福祉協議会
(自署押印)

監事 前川次夫 

監事 緑野秀信 

監査日時	令和5年5月26日（金曜日） 9時30分 ~ 14時30分
監査場所	永平寺町やすらぎの郷 ふれあいホール
監査の方法及びその内容	各監事は、理事及び職員等と意志疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。 さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその付属明細書）及び財産目録について検討しました。
監査結果	<p>報告</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 事業報告書は、本会の事業の執行状況を正しく示し、適正に処理されていることを確認しました。(2) 財産目録は、関連する法令及び通知等に従い、本会の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。(3) 資金収支計算書は、関連する法令及び通知等に従い、本会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。(4) 事業活動計算書は、関連する法令及び通知等に従い、本会の収益と費用の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。(5) 貸借対照表は、関連する法令及び通知等に従い、本会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。(6) 付属明細書は、関連する法令及び通知等に従い、本会の収支と財産の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。(7) 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。(8) その他、通帳、帳簿類も適正に処理されていることを確認しました。
その他の提案事項	